

教育委員会議事録

令和3年4月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和3年4月定例会)

- 1 日 付 令和3年4月23日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 澤田 英之
教育部参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記
教育部参事兼教育支援課長兼指導主事 坂野 千幸 教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔
学び支援課長 山田 敦司 教育支援課指導係長 土屋 葉子
- 5 書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第6号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第2 報告第7号 令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第3 報告第8号 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第4 報告第9号 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正について
- 日程第5 報告第10号 海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定について
- 日程第6 報告第11号 海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金(新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分)交付要綱の廃止について
- 日程第7 報告第12号 海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止について
- 日程第8 報告第13号 海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第9 議案第18号 令和3年度(令和2年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について
- 8 閉会時刻 午後4時30分

○伊藤教育長 本日は全員出席でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会4月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

改めまして、よろしく申し上げます。

今会の署名委員は、海野委員、酒井委員にそれぞれよろしくお願ひいたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。

主な事業報告ですが、3月からだと約2か月分でもとても長いので、4月1日からでもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、3ページになります。令和3年4月1日(木)は、着任、昇任、異動等の教職員辞令交付式を皆さんにも来ていただいて実施したところがございます。新採用教職員採用時研修会がありました。私は市長より辞令をいただきました。教育委員会辞令交付式をして、臨時最高経営会議等がありました。

2日(金)は、県央教育事務所長あいさつ、水嶋前所長が退職しまして、田附さんという座間市の方が今度新しく所長になったところがございます。教育委員会関連施設へあいさつに行きました。

5日(月)は、第一学期始業式、中学校入学式がございました。皆さんにも出席していただきました。

6日(火)は、小学校入学式、同様でございます。小学校野外教育活動東山荘説明会がありました。

7日(水)は、学校応援団説明会がございました。綾瀬市新教育長あいさつ。前は人見さんという方でしたが、新しく袴田さんという方になりまして、挨拶に見えられました。現職教育運営協議会打合せをしました。指導主事会議を行ったところがございます。また、週部会がございました。

8日(木)は、4月校長会議(第1回)です。不登校支援団体視察ということで、上今

泉にあります「まなピタネット」に視察に行っていました。この日は上星小学校1年生行方不明事案対応をしたのですが、結果としては学童保育にいたということで、皆さんにもこの前報告したところでございます。杉久保小学校あそびっ子パートナー会議へ出席しました。今年にあそびっ子パートナー会議を各校実施していきまして、今まで私は出席していなかったのですが、新型コロナウイルスの関係でいろいろご迷惑をかけたので、今年時間があれば全ての会議に行き、挨拶しているところでございます。補助指導員打合せがあつて、辞令を交付しました。

9日（金）は、小学校給食視察に行きました。教科書事務担当者会がございました。

10日（土）は、少年消防クラブ入隊式、新単P会長予定者会に出席しました。

12日（月）は、新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議を行いました。小学校給食異物混入事案対応が入ったところでございます。杉本小学校あそびっ子パートナー会議に出席しました。介助員・看護介助員打合せで人事異動通知書、辞令を渡したところでございます。

裏面に参りまして、13日（火）は、新採用教職員拠点校指導員連絡会で挨拶しました。PTA広報編集研修会がございました。社家小学校あそびっ子パートナー会議に出席しました。臨時最高経営会議がありました。新型コロナウイルス感染症対策本部会議ございました。

14日（水）は、週部会を行いました。ロマンスカーミュージアム内覧、これもVRに匹敵するほど興味深い場所でした。児童生徒担当者会に行き挨拶しました。

15日（木）は、4月教頭会議です。去年8名、今年8名、19校中16名が2年間で新しくなったという教頭会議でした。だから、ほとんどのメンバーがこの2年で入れ替わったということでございます。教育委員会辞令交付式は、吉田元教育部参事が再任用という形で、教育総務課施設係として継続して働いていただくことになる辞令でした。6月補正予算部内ヒアリングを行いました。令和3年度総合教育会議打合せを行ったところでございます。

16日（金）は、教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。

18日（日）は、今度の日曜日に行うのですが、学校給食説明会を行ったところでございます。

19日（月）は、現職教育運営協議会といって、市等が主催する教職員向けの研修会、担当者会を今年はこのようなことで行います、ということで説明会をしたところでございます。

す。

続いて、20日（火）は、有馬小学校あそびっ子パートナー会議に出席しました。家庭教育学級運営研修会、国際教育担当者会は出席しなかったのですが、県央教育事務所管内教育長会議に出席しました。

21日（水）は、近代化学消毒液寄贈式がございまして、学校用にアルコールジェルをいただきました。近代化学は門沢橋にございまして、海老名市でイチゴシャンプーやハンドジェル等をつくっている会社です。そこがつくった消毒用のジェルを750本程度ご寄附をいただいて、それを19校に分配したということでございます。4月校長会議（第2回）がございました。中新田小学校あそびっ子パートナー会議がございました。

22日（木）は、市議会4月臨時会がありました。海老名小学校あそびっ子パートナー会議、防災教育担当者会議があったところでございます。

23日（金）は、本日ですが、自閉症児・者親の会総会がありました。予定は入っていたのですが、私は欠席をさせていただきました。午前中、東柏ヶ谷小学校あそびっ子パートナー会議に出席し、教育委員給食試食会をして、教育委員会4月定例会でございます。

3月は割愛させていただきましたが、これが主な事業報告でございます。

皆さんから何かありましたらお願いいたします。

○平井委員 8日の補助指導員打合せに関してですが、現在、海老名市に補助指導員は何名いて、どのような指導が行われているのかが1点。もう1点は、13日に新採用教職員拠点校指導員連絡会があったのですが、現在、拠点校指導員は何名いらっしゃるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○浅井教育支援担当課長 8日の補助指導員打合せですが、補助指導員に関しましては市費で18名採用しております。また、県費で2名採用しているところでございます。指導に関しましては、小学校各校、30名から70名ほどの申請が上がっているお子さんたちにできるだけ別室での指導を中心に行っておりますが、今年度は教室内でのティームティーチング（TT）における指導を行っている学校もございます。中学校に関しましては15名から30名程度の申請が上がっておりまして、こちらも別室での指導やTTの指導を中心に行っているところであります。

○就学支援課長 拠点校指導員の配置状況ですが、今年度、新採用教員36名をお迎えしております。それに対して拠点校指導教員は、小学校で4名、中学校で2名配置しているという状況でございます。

○伊藤教育長 補助指導員は、1校1名いて、1名増の20名なのです。18人が市費で、2名を県費でやっていますので、1校1名はキープして、1名多いので、申請等が多い学校に分配しているという形です。

○濱田委員 3月30日の、福島と海老名の子ども交流実行委員会からボール寄付とは何ですか。

○伊藤教育長 以前に南相馬の子どもたちを招待して、門沢橋小学校や中野のお寺で海老名の子どもたちと交流する事業がありました。その役割がここで終わるのですが、会としてお金がまだ残っているということで、海老名の子どもたちに還元できないかということでご検討されて、小学校でのドッジボール用のボールとしてその残金を寄附したいということがありましたので、その寄附を受け入れたということでございます。

それでは、2番に移りたいと思います。『よく話し合う教育委員会』として」ということで、これは教育委員さん方に私からご挨拶として、令和3年度もよろしく申し上げますということを書いているところでございます。そういう中で、3行目辺りに、私自身は、また新たに辞令を受けたのですが、やはり自分がやっていることは完璧ではなくて、間違っていることもあるので、そういう意味で私は自分自身のことを懸念していますので、皆さんに率直な意見を言っていただいて、本当によりよく修正しながら教育行政を進めたいと思っております。

私自身、この職を務めていく中で、新型コロナウイルス感染症対策など、様々な課題があり大変です。色々な判断をしなければいけないし、その判断には様々な意見がってきますので。そういう中では「教育委員のみなさんの存在が、どれほど心強いことか、どれほどありがたいことか」と思っております。「また、みなさんの声を聞き、時には、違う話題で盛り上がったたりする時間が、どれほどホッとすることか、どれほど心和むことか」「しみじみと、みなさんに支えられている、助けられていると、感謝するところです」。

常にそういう思いで物事を進めています。例えば伊藤文康が南三陸町に生まれて、今は海老名市にいて、濱田委員と私が出会ったのは奇跡的なことではないかな。酒井委員は酒井委員の人生、生き方をしてくて、私は私で、平井委員は平井委員、海野委員は海野委員でばらばらなのに、ここでこの5人が会うというのはすごい奇跡なのです。働いている職員にも、子どもたちに対しても私はずっとそう思ってきたのですが、そういう奇跡的に集まった5人の皆さんと、これまでどおりいろいろなことを話し合っ、教育行政を進めたいので、今年度もよろしくお願いたしますということで、皆さんへのご挨拶でござ

います。また1年、よろしく申し上げます。

○酒井委員 よろしく申し上げます。

○伊藤教育長 それでは、教育長報告は以上なのですが、この後、教育部長から議会報告をさせていただきます。

3月議会の報告を教育部長、申し上げます。

○教育部長 それでは、令和3年第1回定例会（3月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）をさせていただきます。

3月議会の一般質問では、8名の議員から8項目にわたるご質問をいただいたところでございます。

それでは、順次要旨についてご報告申し上げます。

まず1人目は久保田英賢議員で、「学校における保護者負担の現状と今後の取り組みについて」でございます。具体的には、保護者負担経費軽減策の現状・小中学校給食についてというご質問でございました。

保護者負担経費のあり方を協議するため、平成29年7月に検討委員会を設置し、その後、教育委員会で取組方針を決定いたしました。スクールライフサポートや教材費補助金、また、修学旅行補助金、学童保護者への補助金など、令和3年度予算では、公費で約2億2,000万円あまりの負担を予定しているという中で、今後も、「保護者負担の適正化」に、引き続き取り組んでまいります、という答弁内容でございます。

次に、小中学校の給食についてですが、小学校給食費は、平成21年度以降、現在まで据え置かれておりまして、小学校給食費の改定が必要であると判断いたしました。中学校給食についても、令和5年度中の完全実施に向けて、令和3年度は、給食調理施設の工事発注に向けた設計業務を進めて、令和4年度から令和5年度にかけて建設工事を実施します。完全給食の実施に向けて、多くの方からご意見をいただきながら、スピード感を持って、取り組む、という答弁内容でございます。

続きまして、2人目は宇田川希議員で、「今後の教育施策について」でございます。具体的な内容としては第3期えびなっ子しあわせプランの構想についてでございます。

第3期えびなっ子しあわせプランは、これまでの取組を継続しつつ、子ども1人1人の「学びの保障」のために、「多様性」をキーワードにして、研究・実践を行います。その中でも、「授業改善」をメインテーマとし、多様な学びの場と指導方法を実践しながら、「主体的・対話的で深い学び」を追求します。また、子どもたちの特性に応じた支援や、

不登校、いじめ問題への対応を拡充すべく、新たに支援チームを設置し、体制の充実を図ります。さらに、学校の裁量を広げて、保護者・地域との協働を図り、その学校ならではの教育活動・運営を展開する、「特色ある学校づくり」を推進します。

これら3つの重点、「授業改善の実践」と「教育支援体制の充実」、「特色ある学校づくりの推進」を重点に、次年度、令和3年度から3年間取り組んでいく計画でございます。家庭・地域・学校・行政が力を合わせて「しあわせプラン」を進める、という答弁内容でございます。

再質問としましては、資料に記載のとおりでございます。

3人目は三宅紀昭議員で、「市内小学校の35人学級に向けての取り組みについて」でございます。

丸の2つ目からで、小学校の35人以下学級については、1年生は国の制度、2年生は県の制度により実施するとともに、小学校3年生以上の35人以下学級の実施に当たっては、学校と協議をし、これまでも市単独で非常勤講師を配置し、実施してきた。こういった中で、35人以下学級の拡大については、確実に対応するという内容です。

最後の丸ですが、実施に当たっては、教室数の確保が課題であります。今後の児童生徒数の増減を踏まえまして、その間、教科担任制や複数担任制など弾力的な運用を行います、という答弁内容でございます。

続きまして、4人目は日吉弘子議員で、「SDGs・ESDの推進と環境対策について」という再質問の中で、教育部所管の項目が2点ほどございました。

まず1点目が、市内小中学校でのSDGsの取組状況ですが、丸の3つ目からご覧ください。大谷中学校は令和元年度に、SDGsを基軸として、学校の「カリキュラムマネジメント」を進める特徴的な取組を行っている。具体的には、2年生で実施した職場体験学習において、SDGsの視点で課題を設定し、学習した内容を「職場体験SDGsアクションブック」という報告書を作成した例があります。

2点目としては、中央図書館や学校図書室でSDGsの意識啓発コーナーの設置を、という内容ですが、中央図書館の2階にあるスペースを活用して、SDGs関連フェアを実施しております。学校では、派遣されている図書支援員が工夫を凝らして、中学校を中心に、SDGsを学べる展示やコーナーの設置を行い、SDGsに関する調べ学習の支援や資料提供なども実施しています。今後もこれらの取組については定期的に取り組むと、という答弁内容でございます。

5人目は志野誠也議員で、「今後の学校運営について」でございます。ICT教育について主にご質問いただきました。

GIGAスクール構想によって、「Chromebook」が全中学校に納品済みであります。1人1台端末がそろえば、素晴らしい授業が展開される訳ではなく、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」を実現するためのツールにすぎない。ICT機器の導入によって、web会議システムや共同学習ツールを使うことで協働的な学びが、瞬時に、距離や時間を超えて行うことができます。また、個人の知的欲求に応じて、主体的に学習に取り組むことも可能になります。「主体的・対話的で深い学び」を実現しようと考え、これらの機器活用の可能性は無限大であります。

また、「情報活用能力」は育成すべきゴールではなく、言語能力と同様の「学習の基盤」となる資質・能力であります。機器の活用は、目的ではなく、あくまでも方法、手段と捉えて、どのように学ぶかを重視した学びを積み重ねていくことが何よりも大切と考えます、という答弁内容です。

再質問として、オンライン学習の方向性や課題・留意点、また、コロナ禍におけるスクールライフサポート制度の運用、また、社会教育計画についてなどのご質問をいただきました。

6人目は佐々木弘議員で、「学校教育の諸課題について」でございます。具体的な内容としては、新型コロナへの対応策、学校における人的体制の充実、小中学校給食、また、学校施設、夜間中学についてなどでございます。

まず、新型コロナウイルスへの対応につきましては、これまでも子どもや教職員の健康・命を最優先に学校教育活動に取り組んでおり、今後も地域の感染レベルを踏まえ、文部科学省が示したガイドラインに沿って学校教育活動を進める、という答弁内容でございます。

続いての質問といたしまして、35人以下学級拡大を受け、市費の非常勤講師を減らすことはないかというご質問に対しては、学校長と協議し、引き続き、必要に応じて市費非常勤講師を配置してまいります、という答弁内容でございます。

次が中学校給食再開に向けたスケジュールでございまして、答弁は令和5年9月の再開に向けて、令和3年度は設計を行い、令和4年度から5年度にかけて工事を実施します、という答弁内容でございます。

続いて、学校施設の今後の方向性につきましては、学校施設再整備計画との整合性を踏

まえるとともに、児童生徒数の状況を的確に把握して、長期的な視点を持って対応します、という答弁内容でございます。

最後、夜間中学への対応についてのご質問に対しましては、夜間中学については、不登校やひきこもり、外国籍の子ども・若者などの多様な生徒が社会的な自立に向けて学ぶ場としての役割を期待します。様々な事情から学校へ通えず、十分な教育を受けられなかった方のうち、学び直すことを希望する方に就学機会を確保することは、教育の役目です、という答弁内容でございます。

7人目は相原志穂議員で、「コロナ禍での保育、教育行政について」でございます。教育部といたしましては教育に関する部分の答弁を行いました。

内容につきましては、これまでの状況に応じて、地域の感染レベルを明確にして、学校の行動基準を提示いたしました。ガイドラインを策定し、これまでに4回改訂しました。市教委・学校対策会議を24回開催し、学校教育活動を継続してきました。感染防止対策を講じて、修学旅行や運動会・体育祭等の学校行事も実施できました。マスク着用や手洗い、健康管理カードの提出などの感染防止対策が習慣化しました。さらに、補正予算を通じて、学校長の裁量による感染防止対策を図るため、学校に予算を配当しました。スクールサポートスタッフや補修等指導員などの人的配置も実施しました。これらの取組を通じて、子どもたちの命と健康を守ることができた。今後も感染症対策を徹底し、子どもたちの学びを保障します、という答弁内容でございます。

最後、8人目は田中ひろこ議員で、「子どもを守る安全監視員のあり方について」でございます。学校教育において、子どもたちの安全・安心を守ることが何よりも優先される。安全監視員は、平成13年に大阪府で起きた事件を受けて、小学校13校に配置することを決めた。子どもたちが登校する日は、校内・校外の巡回、安全監視等、子どもたちの安全を守る業務に従事していただいています。子どもたちの安全・安心の確保ばかりではなく、教職員が本来の業務に専念できることにも寄与しております。採用基準については、免許や資格要件等はなく、18歳以上の健康な方で、意欲を持って、子どもたちの安全を第一に業務を行える方です。現在39名で各小学校に3人ずつ配置し、交代制で監視業務を行っていただいています。現在は全員が男性であるが、女性の方の応募もありました。今後は、研修会や対応マニュアルの周知の機会などを設ける、という答弁内容でございます。

一般質問の要旨につきましては以上です。

○伊藤教育長 ただいま教育部長から、令和3年第1回市議会定例会（3月議会）一般質

問要旨報告（教育部所管部分）がありました。ご質問等ありましたらお願いします。

○酒井委員 新型コロナウイルス感染症の対応のことについて、色々な議員から質問されていますが、最近、関西のほうでは学校を閉めるという考えを報道とかで聞くようになっていています。神奈川でも、休校になってほしくはないですが、もしかすると、これからの感染状況によっては、またそういうことも可能性としては考えておかないといけないのだろうなと考えているところです。その場合は、去年の休校のときにやっていた状態よりは、今のほうが、1人1台の端末も整ってきて、様々な対応をすることができるのではないかなと思っているのですが、具体的に、例えばもし休校になりましたとか、分散登校になりましたというときには、このように教育課程を進めていくというような方針等がありましたらお聞かせ願います。

○伊藤教育長 方針等はないのですが、現状、例えば1人1台端末で、大阪とかでオンライン授業に取り組んでも、リモート学習というのはまだ非常に厳しい状況にあります。そこまでの準備は、2年ぐらい研究している学校ならすぐにできるとは思いますが、現状海老名市では難しいかなと思っています。現状、中学校はChromebookが1人1台あるのですが、それを個人に割り振って貸出しというようなシステムにはまだなっていないので、5月の状況ですぐにオンラインに対応するのは厳しいかなと思っています。

1人1人の学びを保障するというものは確実なことなので、そういう意味で端末機器をどのように活用するか考えなければいけません。今はまだそこまでの状況ができていません。でも、これであと1か月程度になって割り振って、1回端末を持って帰ってということになれば、すぐにでも使えるようになるかなと思っています。

先日、県央各市の教育長会議があったのですが、現時点で対応ができるのは清川村だけでした。清川村は、一昨年くらいから既に1人1台を児童生徒数の関係で実施しています。他の市町は、ツールはあるのですが、それをすぐに活用するのは厳しいということで状況を伺っています。ただ、最初の頃とは全然違うので、例えば学習課題とか何かを紙ベースだけではなくて、例えばホームページを出すなど、活用はされています。実習のときは、家庭にあるパソコン等を使ってもらっていて、あのときも端末がない家庭には実はタブレットを貸し出したのです。そのような形でできるので、これまで研究してきた小学校等においてはそういう方法でやれるということなのです。1人1台端末ではなくて、今ある家庭の機器をこれまでも何回か利用して、双方向で学習を進めた実績もあるので、そこは酒井委員も意見があるとは思いますが、市民の方々、保護者には、今はその状態では

ないということを私のほうで十分説明せざるを得ないかなとは考えてございます。ただ、前回と同様とならないよう、ちょっと進化した形で1人1人学びを保障したいとは思っております。

○平井委員 今回の一般質問の報告を聞いての感想を述べさせていただきます。本当に議員の皆様がとても関心を持ってくださっているなと思います。幅広く、教育課程から現状も踏まえて、相当海老名の子どもたちへの思いが強いのだなということを感じるのであります。それはとてもありがたいことだと思います。それだけに、私たちが気を引き締めて、教育に関してきちんとした話合いをしていかなければいけないのかなと、今の報告を聞いてそのような感想を持ちました。

○伊藤教育長 皆さん、十分やっただいていますので、引き続きよろしくお願ひします。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第6号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをお開きください。報告第6号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由は、令和3年3月31日及び令和3年4月1日付で人事異動を発令したためでございます。

資料をお開きいただきまして、資料4ページをご覧ください。資料4ページが令和3年3月31日付の辞令でございます。

まず、指導主事4名ございまして、旧所属、新所属、記載させていただいておりますが、4名がそれぞれ新所属の学校に戻ったという内容でございます。

その下段ですが、3月31日付で、参事級1名、課長級1名、再任用職員1名、任期付職員1名の4名が、参考といたしまして市長より辞令交付があったところでございます。

続きまして、5 ページ目が令和3年4月1日付の人事異動でございます。順次ご説明申し上げます。

まず、参事級といたしまして、大谷中学校教頭から坂野教育部参事（兼）教育支援課長兼指導主事を新たに採用したところでございます。

課長級2名、指導主事ですが、海老名小学校総括教諭から楠祐子就学支援課主幹（兼）指導主事、三村早織教育支援課主幹（兼）指導主事につきましては昇格でございます。

続きまして、課長級で2名でございます。教育総務課主幹から押方みはる教育総務課文化財担当課長（兼）文化財係長事務取扱（兼）郷土資料館長（兼）歴史資料収蔵館長が昇任でございます。続きまして、管財課から中島裕子学び支援課主幹（兼）学び支援係長が昇格と異動で新たにお迎えすることとなりました。

指導主事・係長級です。東柏ヶ谷小学校教諭から重岡慎一郎学び支援課副主幹（兼）指導主事（兼）社会教育主事。

同じく係長級で、監査委員事務局副主幹から村上由利子就学支援課就学支援係長、介護保険課副主幹から馬越竜大教育支援課副主幹でございます。

続きまして、指導主事・主査級が1名で、柏ヶ谷小学校教諭から渡邊亮教育支援課主査（兼）指導主事でございます。

主任主事級が2名で、保育・幼稚園課から片山考人教育総務課主任主事、前田悠斗就学支援課主任主事につきましては昇格でございます。

主事級1名、日比彩乃就学支援課管理栄養士は2級昇格でございます。

続きまして、任期付職員が3名でございます。まず、島津京子教育支援課主任主事につきましては任期更新でございます。続きまして、立川祥恵教育支援課主事は新たに採用でございます。任期といたしましては令和3年4月1日から3年間でございます。

続きまして、6 ページになります。宮台英治教育総務課主事補につきましては任期更新でございます。

続きまして、再任用職員：主事級が3名でございます。池田学教育総務課主事が任期更新、吉田聡教育総務課主事は、新たに再任用職員としてフルタイムで勤務をしていただくこととなりました。久保伸司教育支援課主事は任期更新でございます。

続きまして、再任用職員：技能労務職でございます。磯川みち代、比留川玲子、渡邊恵子、畑野紀美子、深典子の5名につきましては、教育総務課用務員として任期更新でございます。それぞれ配属校につきましては括弧に記載のとおりでございます。

続きまして、7ページが令和3年4月1日付（転出者）でございまして、足立原洋生活支援課保護第2係長（兼）社会福祉主事は学び支援課から転出でございます。今野まりこ商工課にぎわい振興係長は教育総務課からの転出でございます。小菅舞夕子下水道課経営係長は教育支援課からの転出でございます。また、箱崎小百合職員課主事は就学支援課から転出でございます。

続きまして、8ページが令和3年4月1日付（兼務者）の辞令でございます。こちらの兼務者、課長級4名、係長級1名、主査級2名、主事級1名、新採用職員1名につきましては、いずれも保健福祉部との兼務辞令でございますので、後ほど高覧いただければと存じます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、人事異動ということでもう発令されたものでございますので、ご意見を言われても変えることはできません。それだけのご了承いただいて、参考に今後に向けて質問等ありましたらお願いしたいのですが、これはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第6号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第7号、令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料9ページをお開きください。報告第7号、令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本件は、辞職及び任期満了に伴いまして、新たに非常勤特別職を委嘱したため報告するものでございます。

資料11ページをご覧ください。まず、奨学生選考委員会委員の委嘱についてございま

す。奨学金選考委員会委員につきましては、海老名市奨学生としての適否及び理由、その他必要な事項に係る協議を行うものでございます。委嘱期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

資料をおめくりいただきまして、13ページをご覧ください。13ページは令和3年度海老名市奨学生選考委員会委員名簿でございます、9名記載させていただいています。いずれも委嘱期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日でございます。

まず、1人目が村井敏男民生委員児童委員でございます、継続でございます。

2番目、春山茂樹大谷小学校長は新規の委嘱でございます。

3番目、大島直子海老名中学校長、4番目、河毛利之有馬中学校長、5番目、梶山博考海西中学校長、6番目、飛矢崎義基柏ヶ谷中学校長の4名は、いずれも継続でございます。

7番目、村松かおり大谷中学校長は今回新たに委嘱するものでございます。

8番目、成岡誠司今泉中学校長も継続でございます。

9番目、遠藤誠神奈川県立有馬高等学校長は新規での委嘱でございます。

続きまして、資料15ページをご覧ください。次は令和3年度海老名市教育委員会非常勤特別職（学校歯科医）でございます。学校歯科医につきましては、学校における歯科健康診断、健康相談、保健指導等に從事していただくものでございます。委嘱期間は令和3年4月1日からで、委嘱する者は梅田晃次氏でございます、新たに委嘱いたします。今泉中学校の学校歯科医を務めていただくものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料17ページからが令和3年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿でございます。資料19ページをご覧ください。今泉中学校の歯科医で、梅田晃次氏が新たに委嘱する者でございます。本件につきましては、海老名市歯科医師会へ変更申出があったため、新たに委嘱したところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいま奨学生選考委員会と学校歯科医の新たな委嘱について説明がありましたが、皆さんからご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

これについてもよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、報告第7号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第7号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、報告第8号、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料21ページをお開きください。報告第8号、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。本件につきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告申し上げるものでございます。

報告理由でございます。海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に伴いまして、給食費の引上げ後の年額に対し、期別納入額の平準化を図ることを目的といたしまして、本規則の一部を改正したものでございます。

資料23ページをご覧ください。

1の概要につきましてはただいま申し上げた内容でございます。2の改正内容をご覧ください。学校給食費の納入額に100円未満の端数がある場合、最初に到来する納期の額にその端数分を合算する規定を削除したものでございます。その下に表がございます。表の上が改正前の端数調整ありでございます。従来の規定ですと、年額45,850円を10回に分けて納入していただく際、45,850円を10で割ると4,585円になるのですが、ここで学校給食費の納入額に100円未満の端数がある場合には、このケースでいうと85円を全て最初に到来する納期の額に合算するという規定がございましたので、従来どおりの規則に基づきますと45,850円を分割で10回払うに当たりまして、第1期が5,350円で、第2期から第10期の金額については、いずれも100円未満の端数を第1期に上乗せしますので、全て4,500円となるという制度でございました。この規定のままですと、第1期と第2期以降のお支払いいただく金額には850円の差が出てしまうところを、今回の規則の改正に伴いまして、第1期から第10期まで平準化を図りたいということから、規則の一部改正を行ったものでございます。

このことに伴いまして、改正後は端数調整がございませんので、年額45,850円を第10期まで10等分してお支払いいただくという形になりまして、全ての期における納入額が4,585円となるものでございます。

施行期日は令和3年4月1日でございます。経過といたしましては、こちらに記載したとおり2月の政策会議で了承、最高経営会議で決定いただいた後、4月1日に規則を改正いたしました。本日ご報告申し上げます。

資料25ページが海老名市学校給食費に関する条例施行規則の新旧対照表でございます。左側が新、右側が旧でございますが、学校給食費の納期を規定しております第7条の中で、第7条第4項に、旧では「第1項又は前項の場合において、納入額に100円未満の端数があるときは、最初に到来する納期の額に合算するものとする。」という規定がございました。今般、こちらの規定を削除したものでございます。このようなことから、今年度については、小学校の給食費年額45,850円を保護者にご負担いただきますが、第1期から第10期全て4,585円お支払いいただくような改正を行ったものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 海老名市学校給食費に関する条例施行規則があつて、端数分は最初の月の4月に全て集約するということなのですが、そうすると、月ごとの金額が違ってきます。最初はすごく値段が上がったように見えてしまうのです。その規定を削除することによって、毎月同じ額で平準化してお支払いいただくということで、規則を改正するというものでございますが、いかがでしょうか。

○平井委員 期別納入額の平準化というのは、市の例えば納税とか、そういう関係についても図られているのですか。

○教育部長 納入額に100円未満の端数がある場合、最初に到来する納期の額にその端数を合算するという規定はもともと国税の規定で定められていました。市税条例等はその法令を引用してこの規定を持ってきていたものでございまして、現在市税等については、100円未満の端数がある場合には、まだ最初に到来する納期の額に合算した状態になっています。現在の法律では必ずしもそれを行わなければならないということではないのですが、現在ほかの市税等についてはこの規定が生きているという例が非常に多いかなと思っています。

我々、今回改正するに当たりましては、100円未満の端数の規定の根拠等を調べまして、学校給食費に関してはこの規定がなくて、1円単位で納入していただくことも法律に抵触するものではないことから、10期平準化できることを目的として、今回、規則の改正を行ったものでございます。これから市税の納入通知の時期になりますが、100円未満の端数は最初に到来する納期に加算されてくるのが今でも行われていると認識していま

す。

○平井委員 分かりました。

○伊藤教育長 何とかならないかなということではいろいろ調べたら、それは法的に大丈夫だということで、導入したところでございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第8号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第8号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第4、報告第9号、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料27ページをお開きください。報告第9号、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の一部改正についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告申し上げるものでございます。

報告理由ですが、野外教育活動推進事業負担金につきましては、非常に活動が幅広くなったことから、中学校間で均等な軽減ができないこと、また、負担軽減の観点から一定の成果を達成したということから、今般中学校の保護者を交付対象から除外するため、標記要綱の一部を改正したものでございます。

資料をおめくりください。29ページの1の概要につきましてはただいま申し上げた内容でございます。

改正内容につきましては後ほど新旧対照表でご説明申し上げます。

本要綱の施行期日は令和3年4月1日に施行しております。

経過としては、3月の政策会議、最高経営会議で了承、決定いただいた後、4月1日に交付要綱の一部改正を行いまして、本日ご報告申し上げるものでございます。

資料31ページが海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱の新旧対照表でございます。左側が新、右側が旧ですが、第1条の旧をご覧ください。「この要綱は、海老名市立

小中学校が実施する野外教育活動」とあったところを「この要綱は、海老名市立小学校が実施する野外教育活動」と改めるものでございます。2行目も「参加する児童生徒の保護者の負担軽減」というところを「参加する児童の保護者の負担軽減」というように対象を小学校に限定する改正を行っているものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料32ページに別表といたしまして、従来、旧では「小学校野外教育活動」「中学校野外教育活動」と区分を設けまして、それぞれ交付基準と負担金額の上限を定めておりました。こちらの別表の区分を廃止いたしまして、小学校の「宿泊を伴わない場合 8,000円」「1泊2日の場合 14,000円」「2泊3日の場合 21,000円」「3泊4日以上の場合 27,000円」というふうに負担金額の上限を改めるものでございます。

33ページ以降に改正いたしました要綱を添付させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

説明につきましては以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

中学校の野外教育活動負担金の交付については、予算の折に皆さんにもご意見いただいて、ご決定いただいたところでございますが、これについて保護者への周知はどんな形で行いましたか。

○教育支援課長 保護者宛て通知を渡しまして、1年生がほとんどなのですが、保護者会資料として添付しております。そこで保護者に学年より丁寧にご説明して、周知を図り、ご理解をいただいております。

○伊藤教育長 それについて何か市教委へ問合せとかは来ていますか。

○教育支援課長 問合せはありません。

○海野委員 要綱の一部改正については了解いたしました。昨年からのコロナ禍で野外教育活動ができていないと思うのですが、昨年度実施された学校はどのようにして行われたか、教えていただければと思います。

○伊藤教育長 昨年度は、感染症対策レベル1の状況の中、小学校は全校で実施しました。

中学校の昨年度の実施状況はどうでしたか。

○教育支援課長 中学校は、中止した学校が1校、敷地内でデイキャンプの形で行った学

校が2校、外の施設でデイキャンプを行った学校も2校、2泊3日で行った学校は1校です。

○海野委員 2泊3日で1校実施できたのですね。良かったです。

○教育支援課長 そこは、広い場所が取れるように場所を変更して、また、感染症対策を万全に行いました。

○伊藤教育長 もともとそのように行う予定であって、学校教育課程ではレベル1の段階の時期で実施できました。逆にほかは、そういう状況ではないようなことがあったので、デイキャンプに振り替えせざるを得なかったという事情はあります。あとは、もともと日帰りの予定の学校もございましたので。

○海野委員 こういう時期ですから、行われたことだけでも良かったと思います。

○伊藤教育長 ほかにいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第9号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、報告第9号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第5、報告第10号、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料45ページをお開きください。報告第10号、海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱の制定についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告申し上げます。

報告理由でございますが、市立小中学校におけるキャッシュレス化を促進することで、現金取扱い上の事故の防止及び教職員の負担軽減を図ることを目的として、標記要綱を設定したものでございます。

資料47ページをご覧ください。1の概要でございます。小中学校においては、従来、教材費、行事費、PTA会費、遠足費、修学旅行費等、保護者からの徴収金を現金により授受していたという現状がございました。これら現金の取扱いをなくしまして、キャッシュ

レス化を促進することで、児童生徒、保護者、また、教職員に係る現金取扱い上の事故を未然に防止するとともに、教職員の負担軽減を図るため、標記要綱を制定したものでございます。

制定内容は後ほどご説明申し上げます。

本要綱の施行期日は令和3年4月1日で、経過といたしましてはこちらに記載のとおり、3月の政策会議、最高経営会議を経まして、4月1日に制定し、本日も報告申し上げます。

続きまして、令和3年度海老名市立小中学校キャッシュレス化促進補助金交付のスキームを簡単にご説明させていただければと思います。

これまでは、各家庭からの現金の集金は、集金袋に保護者の方がお金を入れて、それを児童生徒が学校に持って行って、先生にお渡ししていました。小中学校では学校で集金をした後に、業者等へ教材費等を現金等でお支払いしていたというのが今までの流れでございます。この集金袋を極力なくしまして、今後は各家庭の銀行口座から教材費等を自動引き落としするものでございます。各銀行口座から教材費等を回収するのが、三菱UFJファクターと浜銀ファイナンスの2者となります。学校から三菱UFJファクター、また、浜銀ファイナンスにそれぞれ1人ずつの支払い金額等をデータでお渡しすることによって、この2者がそれぞれの児童生徒の金額、一律ではなく、かかる経費、かからない経費それぞれの児童生徒で差が生じますので、それぞれの必要な金額を口座引き落としで回収するという形になります。

回収する三菱UFJファクター、浜銀ファイナンスについては口座引き落としの手数料が必要となります。各家庭からの口座引き落とし手数料については市が公費負担して、学校にお支払いします。学校は、市から受けた補助金を基に口座引き落としの手数料を回収する三菱UFJファクターと浜銀ファイナンスにお支払いします。このような流れに乗って、今まで集金袋で各家庭から行っていた集金行為をなくしていきたいものでございます。

この一連の取組を通じまして、期待できる効果として5点ございます。まず1点といたしましては、現金を持って登校しなくてよいことから、児童生徒の安全確保がなされるという効果が期待されます。

2点目は、子どもに現金を持たせて登校させなくてよいということで、保護者の安心確保につながります。

3点目は、集金日にお釣りがないように現金を用意しなくてよいということで、保護者の負担軽減がされます。

一方、学校では、学校内で現金を保管しなくてよいということで、学校のリスクが軽減されるとともに、事故防止が図られるというものでございます。

5点目としては、教職員が現金の集金及び集計をしなくてよいことから、教職員の負担軽減につながりますということで、このような5点の効果を期待して、今回、海老名市立小中学校キャッシュレス化促進補助金交付要綱を制定したものでございます。

資料49ページから海老名市立小中学校におけるキャッシュレス化促進補助金交付要綱を添付させていただいています。補助金交付要綱としては一般的な要綱となっておりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。後ほどご高覧いただければと存じます。

説明につきましては以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありましたが、今年度からの取組でございます。そのために、ここで要綱を制定したものでございます。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 2点質問があるのですが、交付のスキームについて、ファイナンスが2者あるのですが、取扱校がそれぞれ16校と3校ですよね。この16対3の理由を教えてください。

もう1点、資料47ページの2、制定内容で「交付の方法は、概算払いとする」とありますが、概算払いするというのは、もう既に、項目とか、件数とか、そういうものが分かっているから払いやすいということで、概算払いを選択されたのかどうか。そこを教えてください。

○教育部長 まず、1点目の16校と3校なのですが、3校については今までも浜銀ファイナンスで口座引き落としを行っていたという実績がある学校でございますので、こちらについてはそのまま継続して担っていただく形でございます。16校については令和2年度に有鹿小学校が先行実施する際に様々な業者等から、条件や金額などの聞き取り等を行った結果として、業者に担っていただく業務と支払う手数料を総合的に勘案して、最も学校の負担軽減につながるとともに、経費が抑えられることから三菱UFJファクターを採用したと聞いております。

それとともに、概算払いの理由なのですが、学校によって引き落としの回数が異なったり、今の時点では金額を確実に決定することができません。学校の口座引き落としの手数

料は年間を通じていくらです、という確定ができませんので、概算でお支払いしつつ、年度末に1年間の実績に応じて補助金の額の確定を行って、精算を行う。この方法を取ることで学校には概算払いとして年度の早いうちにお支払いできますので、1学期分からこの事業を開始することができるというメリットが考えられることになります。

最終的な精算払いになってしまうと、それまでの口座1つの手数料について学校が業者に払えなくなってしまうこともありますので、今回は概算払いを採用しているような経緯となります。

○濱田委員 分かりました。

もう1点、例えば県内とか、近隣市とか、このような補助金を交付されているのかどうか、また、先ほど出た2つの業者は、他市あるいは他県でも結構ですが、そういうところで実績があるのかどうか、教えてください。

○指導係長 県内の各市に確認したのですが、県内で同じように補助金をしているところはございませんでした。三菱UFJファクターに16校お願いするところなのですが、こちらは全国的にこういった同種の事業を行っておりまして、実績が多い会社となっております。浜銀ファイナンスは横浜銀行と取引のあったところと同じような事業を行っているというお話でした。

○濱田委員 手数料が1件当たり70円と88円と違うのはこれで良いのですか。

○指導係長 手数料の計算方法はそれぞれ業者ごとに違っておりまして、三菱UFJファクターは1人1人が70円、1回ごとにかかるものになっております。それ以外に学校が処理するとき、何百人かの1回の引き落としに月定額3,700円かかりますので、合計すると浜銀ファイナンスの1人当たり88円というのと大きな違いは出てこない想定しております。このようにしか請求作業はできないということで、金額についてはできるだけ細部まで交渉した結果がこの金額となります。

○濱田委員 例えば、業者が各口座、児童生徒の親御、保護者の口座から引き落とそうとしたときに、例えばもし足りないとか、引き落とせないとかといったときのイレギュラーな対応というのはどうなるのですか。

○指導係長 引き落とし作業の結果につきましては、毎月引き落としを行ったときに即座に各校の事務職員のパソコンにインストールされているシステムから印刷ができるようになっております。そちらから、残高不足等でできなかった分をすぐ確認して、お手紙等でお知らせをする準備をいたしております。

○**教育部長** 補足させていただきます。流れとしては今、指導係長が申し上げたとおりですが、実績としまして、先行実施した結果550人から560人中、引き落とせなかった件数は5、6件であると聞いております。その5、6件についても、先行実施の学校では、現金を改めて持ってきてもらうのではなくて、振込等でお支払いしていただくような内容で運用していると聞いております。

○**濱田委員** その場合の補助金は対象にならないのですか。

○**教育部長** はい。

○**濱田委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**酒井委員** 今のご説明だと、最初に引き落としがかからなかったときに改めて保護者の方から自分で振込してもらうということですね。

○**教育部長** はい。

○**酒井委員** その周知はされていますか。

○**教育部長** 各校によって引き落としができなかった対応というのは若干変わってくるかもしれないのですが、我々としては、あくまでも目指していただくのはキャッシュレス化なので、落ちなかったから現金で払います、ということとはできるだけ避けていただくような取組を学校には進めていただきたいと考えております。ただ、学校によってその対応は若干異なる可能性はございます。

○**酒井委員** 1件ずつで振込すると、振込手数料は割と高いので、そこの説明をしっかりとっておかれたほうが良いのではないのでしょうか。現金でなくて、キャッシュレス化を完全に進めたほうが効率は良いので、少しそこも伝えておいたほうが良い。回収の事務手数料は学年ごとではなくて、学校単位で1件という数え方になるのですよね。

○**教育部長** そのとおりです。

○**酒井委員** 分かりました。

○**海野委員** キャッシュレス化はとても有益なことだと思うのです。さらに、引き落とし手数料を公費負担につなげていただいた事務局の皆様には本当に感謝したいと思います。

○**教育部長** 市ではいろいろな方面で、例えば給食費の公会計化なども、できるだけ学校に現金を持ってくる機会を少なくしたり、保護者、教員の負担軽減というような取組でいち早く進めた経緯もありますし、この件についても、できるだけ学校に現金を置かないよという考えもあり、取り組んでまいりました。学校に現金があるだけで、少なからず事故、運用上のリスクがありますので、そういったリスクを取り除く、できるだけ少なく

したいというようなことから考えますと、この事業については高い効果を上げられることを私も期待しています。

○海野委員 本当に良かったと思います。

○平井委員 学校サイドからすると、教職員の負担が減って、とても良いことだと思っています。その中で、保護者への周知というのはいつ頃されたのかというのが1点。また、学校の場合、集金袋でしたら、渡してから2、3日の間に集金という形だったのですが、今回は銀行から引き落とされるということで、保護者にあらかじめ早めにお知らせをしないといけないと思うのです。そういう点からも、システムが変わってくると先生たちへも周知をしなければいけないと思うのですが、そのあたりはどのようになっていますか。

○指導係長 校長会を通して周知したところですが、保護者向けにこれから丁寧に文書等で通知を行い、周知を図っていくところでございます。

○伊藤教育長 口座引き落としについては、1月ぐらいからずっと準備を進めて、昨年度内に全て整理したのです。新1年生の説明会に間に合うように、各学校で昨年度内に準備は整えました。

○教育部長 校長会等と昨年度のうちからやり取りをしながら、学校としても確定した情報を保護者の方にできるだけ早く流したいという意向はあり、いろいろ調整しながら、学校は学校で児童生徒の保護者に対してこのような取組を行いますという周知は事前になされておりまして、できるだけ混乱が生じないように、可能な限り早めに情報は流していること認識しております。

○伊藤教育長 平井委員が言うように、今までだったら、集金袋に書いて、集金のときに持ってきてね、で済んだのですが、これからは何月何日、第1回目の引き落としになりますという通知を早めに、丁寧に親に伝えるようにしないと、そのときに残高不足になってしまうことを避けるために、その辺は丁寧にしてくださいということですよ。

○平井委員 そうですね。先生たちはぎりぎりまで集計作業をしていたのが、少し早めに、1学期だったら1学期の教材費を全て集計して、保護者に請求していかなければいけないので、学校は今までみたいにのんびりというわけにはいかないような形だと思うのです。なので、年度初めは人事も新しくなりますので、丁寧に周知していかないと、いろいろな不手際が起こるかもしれないと心配したのです。その点、お願いします。

○教育部長 制度を実施する際にいろいろ協議をした中では、1人1人の項目と金額を学校で打ち込んで、そのデータを三菱UFJファクターとかに送ることによって、三菱UF

Jファクターからそれぞれの保護者に、あなたは、この項目でいくら、この項目でいくら、この項目でいくらという合計金額が示されて、何月何日に引き落としをしますという通知が出ると聞いています。

○伊藤教育長 でも、学校もちゃんとデータをつくらなければいけない。

○酒井委員 保護者の方から、ある中学校は年度最初の説明会のときにいくらの引き落としが何月にあります、2学期の分はいくらで何月何日に引き落としでかかります、とお知らせいただいていると聞いていますので、慣れればそれが当たり前になっていく気がします。

○伊藤教育長 でも、慣れないうちは本当に大変だと思います。私自身も教員だったので、平井委員が心配する気持ちはとてもよく分かります。自分が教員の頃は、集金袋を渡せば、絶対保護者はそのとおりの子どもに持たせてくれると思っているから、例えば当日の朝に金額を書いて渡しても良いと思っているのです。そういう感覚の人たちがいると、これからは大変で、今までとは違うので、その辺はしっかりやってもらわないと、ということなのです。

○平井委員 中学生になったらある程度年間を通して使用する教材が分かっているから良いですが、小学校の場合は学期によって、またその年度によって使用する教材も違ってきます。副教材的なものとか、植木鉢が欲しいとか、種を買うとか、そういうものが諸々あると一律にいかないの、やはり丁寧にやっていかなければいけません。そういう点では学校の先生たちが事前にそういうところを把握して、きちんとしていかないと、いろいろな問題が出てこないかなと心配なのです。取り越し苦労かもしれませんが。スムーズに進めることができるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第10号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第10号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第6、報告第11号、海老名市児童健全育成対策（放課後児童ク

ラブ) 事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ) 事業補助金(新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分) 交付要綱の廃止についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 本件につきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告するものでございます。

報告理由でございますが、令和3年度における学童保育クラブへの補助金につきまして、補助対象項目の追加があったこと、また、補助対象期間が終了すること等から、交付要綱の一部改正及び廃止をそれぞれ行ったためでございます。

資料61ページをご覧ください。資料61ページは海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ) 事業補助金交付要綱の一部改正及び海老名市児童健全育成対策事業補助金(新型コロナウイルス感染症に関する特別措置分) 交付要綱の廃止についてでございます。

まず、概要といたしまして概要の①をご覧ください。概要の①ですが、国の補助金メニューに学童保育クラブに対する内容が追加されたため、『海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ) 事業補助金交付要綱』(以下、通常的要綱とする。)に同メニューを追加するというところでございます。少し分かりづらく、申し訳ありません。本要綱の改正については、まずは通常の補助金交付要綱を、ただいま申し上げましたが、今後「通常的要綱」と呼ばせていただきます。通常学童補助金、学童保育クラブへの運営費補助の要綱と、もう1つ、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分として交付要綱を制定しています。これを今後「コロナ要綱」と呼ばせていただきます。この2つの要綱にまたがるような改正内容になりますので、少し分かりづらいのですが、できるだけ分かりやすく説明をさせていただければと思います。

まず、1点目、①なのですが、「通常的要綱」に国の補正予算によって補助金の対象となるメニューが追加されました。このことを受けまして、海老名市の「通常的要綱」にメニューを追加するというので、こういった内容かと申しますと、(ア)といたしまして、学童保育クラブで新型コロナウイルスの感染症に関連して消耗品を購入したり、また、施設の消毒等を行うことに係る経費に対する補助が新たに国の補助メニューに追加されたので、市の要綱にも追加するものでございます。これが(ア)です。

(イ)については、ICT機器の導入経費に対する補助が新たに設けられましたので、これも市の要綱に追加するものでございます。

2点目といたしまして、②なのですが、「コロナ要綱」については、各メニューに定める補助対象期間が令和2年度末で終了したことから、令和3年3月31日で廃止することといたしました。

3点目としては、従来、「保護者へ利用料を返還した場合等の補助」というのが「コロナ要綱」の中に規定されておりました。「コロナ要綱」は廃止することとなりましたが、③の内容は継続されますので「通常的要綱」に移籍します。これが③です。

④については、海老名市学童保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例適合に向けて経過措置が設けられておりましたが、この経過措置が令和2年度末で終了することから、その内容について削除することになります。今私が申し上げた①、②、③、④のイメージが下の図でございます。

まず、①が消耗品の購入費と施設の消毒等の経費に対する補助について、従来「コロナ要綱」にあったのですが、「コロナ要綱」を廃止いたしますので、右側の通常的要綱に新たに追加いたします。これが①の(ア)です。

①の(イ)といたしましては、今回新たにICT機器の導入経費に対する補助というのが国の補助金のメニューに追加されましたので、「通常的要綱」に新たに規定することといたします。これが右側の通常補助の①の(イ)です。

続いて「コロナ要綱」については補助対象期間が終了することから、②の「コロナ要綱」については廃止といたします。

③の「保護者へ利用料等を返還した場合等の補助」というのは、従来「コロナ要綱」に③として規定されておりました。「コロナ要綱」はなくなりますが、日額500円の補助という制度は継続されますので、この内容は「コロナ要綱」から「通常的要綱」に移し替える、新たに規定するというのが③となります。

④の経過措置期間の終了については後ほどご説明申し上げます。

2は改正内容についてなのですが、ただいま申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策支援事業の追加ということで、消耗品購入等の補助が追加となっています。これが(A)の補助対象経費として、衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等の経費・職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業。こちらについては、①の(ア)といたしまして「通常的要綱」に追加するものであります。

62ページ、補助上限額として、それぞれ利用定員ごとに上限額が定められております。

続いて、①の（イ）、ICT化推進事業の追加については、先ほどの61ページの「通常
の要綱」に新たに追加するものでありまして、ICT機器の導入等の環境整備に係る経費
及びオンライン研修を受講するために必要なシステム基盤の導入等に係る経費といたしま
して、1支援当たり500千円を上限として新たに「通常のと綱」に追加するというもので
あります。

②コロナ要綱の廃止については、先ほど申し上げましたとおり、令和3年3月31日限り
で廃止するというものでございます。

③の新型コロナウイルス感染症対策利用料返還補助事業の追加につきましては、補助対
象経費としては、感染拡大防止を図るために、クラブを臨時休業させた場合等の利用料を
保護者へ返還した場合等の経費に対する補助ということで、1人当たり日額500円を上限
として補助金を交付するというものでございます。こちらの内容については従来「コロナ
要綱」に定められておりましたが、「コロナ要綱」を廃止するものの、この補助事業につ
いては継続いたしますので、「通常のと綱」に新たに追加するものであります。

また、④として「通常のと綱」の経過措置終了に伴う削除という内容につきまして、削
除項目は2点あります。「海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例」における児童1人当たりの専用区画面積やクラブの定員数についての経過措置期間の
規定に関連する規定ということで、条例では、学童保育クラブの児童1人当たりの専用区
画面積については1.65平米を確保してくださいという規定があります。また、支援の単位
については40人以下という規定があり、令和2年度末までにこの条例に適合させてくだ
さいということから、令和2年度末までは経過措置期間が設けられておりました。経過措置
期間が設けられていたというのは、この条例に適合していなくても、その経過措置期間ま
では適合させるまでの準備期間のような形で、その期間においては適合されていなくても
適合されているものとみなして補助金を交付します、という内容が定められておりました。
この経過措置期間が令和3年3月31日で終了することから、「通常のと綱」から削除
するというものでございます。

施行期日は、「通常のと綱」については令和3年4月1日に改正を行いました。また、
「コロナ要綱」については令和3年3月31日に廃止いたしました。

経過はこちらに記載のとおりで、本日報告するものでございます。

それでは、改正箇所について改めて、新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。少
し分かりづらいのですが、それぞれ新旧対照表の該当する部分にただいま申し上げました

資料の番号を記載しております。

まず、63ページでございます新旧対照表の旧をご覧ください。旧の附則第2項で「平成27年3月31日において現に学童保育事業を行っている者が、第2条の要件のうち法及び条例において経過措置を定めているものについて要件を満たしていない場合は、その経過措置の期間内に限り当該要件を満たしているものとみなす。」として補助金を交付しますという内容でありました。これは、次の第3項に規定されておりますとおり、令和3年3月31日まで設けられていたものでございます。

第3項の「別表2分割等補助の項については、平成27年3月31日において現に学童保育事業を行っている者で平成33年3月31日までの間に限り適用する。」という部分を、支援の単位40人以下という部分の経過措置を設けていたものの、経過措置期間が終了することから、附則2項と3項については削除するという内容でございます。

続いて、64ページをご覧ください。64ページの別表2、条例適合取組み補助につきましても、経過措置期間が令和3年3月31日をもって終了することから、別表2を削除するという内容でございます。

下段、別表4についても、従来は、経過措置期間満了までは条例に適合しているものとみなすというような規定がありましたので、補助額①、②として規定していたものを、補助額①を削りまして、補助額②を補助額として改めるというものでございます。

続きまして、67ページの別表4欄外の規定についても同様で、経過措置期間終了に伴って削除するというのが67ページの内容でございます。

続きまして、68ページをご覧ください。68ページにつきまして新たに追加するものでございます。別表5、項目「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」、内容、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費に対する補助、また、施設の消毒等に対する補助、また、職員のかかり増し経費等に対する補助といたしまして、それぞれの利用定員に応じて上限額を定めて、新たに補助対象項目として追加するものであります。

続いて、項目、ICT化推進事業も新たに補助対象として追加するものでございまして、利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費などにつきまして、1支援の単位当たり500,000円を上限として新たに補助金の対象とするものでございます。

最後、項目、新型コロナウイルス感染症対策利用料返還補助事業につきましては、従来

「コロナ要綱」において定めていた内容を、「コロナ要綱」を廃止することに伴いまして、新たに「通常の要綱」に追加するというものでございます。

69ページ以降は改正した内容の要綱を添付させていただいております。

非常に分かりにくい内容で大変恐縮なのですが、ご説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 63ページの旧の下段に「《令和2年4月1日・一部改正》」と書いてあるのですが、新の下にも「《令和3年4月1日・一部改正》」とつけないといけないのではないかなと思うのですが、大丈夫ですか。

○学び支援課長 本定例会での報告後、「《令和3年4月1日・一部改正》」と加筆させていただきます。

○酒井委員 消耗品費の補助とICTの補助というのは、特に時限がなくて、このように今から要綱を書き換えて、毎年ずっと補助金を出していくということになるのですか。

○学び支援課長 昨年から国の補助メニューがございますので、今回はこのように載せさせていただいているところですが、今後についてはまた、国の動向等、補助メニューが変われば、その部分について改正をさせていただくことになります。

○酒井委員 分かりました。

○伊藤教育長 現状は、時限措置ではないのです。例えば今年度だけということではない。だから、今度また国の方で補助メニューの変更があったら、それに合わせてまた、こちらを改正することになるということですね。

○学び支援課長 はい。

○教育部長 現在国の要綱の中で時限的な措置が設けられていないので、市の要綱にも現在時限的な措置は設けていないということでございます。

○酒井委員 では、国の要綱に合わせているということですね。分かりました。

○海野委員 今回、補助対象経費にICT機器が入ってきたのですが、今の時点で今回の改正に伴って事業を新しくするとか、そのような考えはありますか。

○学び支援課長 以前から、パソコンを導入して事務の効率化を図ったり、既にお子さんの出退状況や支援員の出退勤の把握など、そういう形で機器を導入しているということは伺っています。今回補助金のメニューが創設されたことによって、さらに導入する学童保

育クラブも増えていくのではないかと思います。あわせて、学童保育クラブの協議会があるのですが、今は新型コロナウイルス感染症の影響で会議ができないことがありますので、この機器を導入することによって、オンライン等で会議が定期的に行えるのではないかとこのような期待がされております。

○伊藤教育長 オンラインで会議が開催できるようになるのではないかとすることは考えておられるということですか。

○海野委員 役に立てられれば良いですね。

○酒井委員 経過措置で広さの条件と人数の基準を2年間猶予してきた形だと伺ったのですが、現時点でまだ基準を満たしていない施設というのはございますか。

○学び支援課長 現時点で学童保育クラブは全部で58事業所あるのですが、全て基準は満たしている状況です。

○伊藤教育長 経過措置は必要ないというか、全て満たしているということですか。今後新たに事業を起こす方にもこれが要件です、ということで発信することになります。これまではその状況でないところがあったから経過措置を設けたものですので、今後、新規に学童保育クラブを開所するときには、これが要件で、それに従ったものが補助金の対象になるという説明をしていくことになると思います。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第11号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、報告第11号を承認いたします。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、3時55分まで休憩といたします。

(休 憩)

○伊藤教育長 それでは、休憩前に引き続き、議事を再開したいと思います。

日程第7、報告第12号、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** 資料89ページをご覧ください。報告第12号、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の廃止についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告するものでございます。

報告理由につきましては、海老名市若者定住促進奨学金返還補助事業の完了に伴い、要綱を廃止したためでございます。

資料91ページをご覧ください。1の概要でございます。国の「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「海老名市かがやき持続総合戦略」の4か年計画が令和元年度で一区切りを迎えていることから、本事業を廃止するものでございます。本事業は、平成29年度、平成30年度に申請が延べ520名と効果はあったものの、一方で、若者特有の事由で、例えば結婚や転勤などによって転出する方も多いことから、現在の本市の人口動向に鑑みまして、今後の検証が改めて必要であると考え、令和2年度末で完了とするものでございます。

廃止した期日は、令和3年3月31日でございます。

また、経過につきましては、こちらに記載のとおり、3月の政策会議、最高経営会議を経て、3月31日に廃止し、本日ご報告申し上げます。

資料93ページが新旧対照表となっております。

附則の第2項といたしまして、この要綱の失効ということで「この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。」と規定いたします。

また、経過措置として、第3項に「第9条規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を有する。」という規定を設けるものでございます。

さらに、第4項といたしまして「第12条規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日から令和8年3月31日までなおその効力を有する。」という附則を設けるものでございます。

資料98ページをご覧ください。先ほどの「第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を有する。」という規定でございますが、第9条は補助金の請求の項目となっております。第9条としては「補助金の交付を受けようとする交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還する奨学金等を全て返還したときは、申請年度終了後速やかに海老名市若者定住促進奨学金返還補助金請求書に次に掲げる

書類を添付の上、市長に提出しなければならない。」という内容でございます。

また、同条第2項では「市長は、前項の規定に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。」という規定でございます。この要綱自体は令和3年3月31日にその効力を失うものでございますが、令和3年3月31日以降も、補助金の請求書を提出し、また、その提出を受けたときには、速やかに補助金を交付するという規定につきましては、効力を有する形といたしております。

また、99ページ、補助事業の検証等として、第12条で「市長は、この要綱による補助事業の実施状況を調査し、その効果を検証することができる。」、同条第2項として「市長は、前項に規定する調査を行うに当たり、補助金の交付を受けた交付決定者の同意をあらかじめ得た上、その目的の範囲内で、当該交付決定者の住民基本台帳を閲覧することができる。」と規定しております。この規定につきましては、令和8年3月31日までなおその効力を有するという内容で、この後、5年間、効力を継続するという内容でございます。その理由といたしましては、本補助金の交付を受けるに当たって、5年間、海老名市に定住するという意思を示していただいております。今後、事業の検証を行うに当たっては、定住がなされたのかどうかという検証も必要であることから、第12条につきましては5年間効力を継続するという規定を附則に設けるものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

若者定住促進事業ということで始めて、多くの方にこれを利用していただいたわけですが、ここで廃止するという内容でございます。

○濱田委員 平成29年度からの3か年という形だったと思うのですが、実績についてご報告をお願いします。

○学び支援課長 実績ですが、29年度から令和元年度まで、申請件数としては821件の申請がございました。交付額としましては約1億2000万円で、1人当たりにしますと平均約14万円交付いたしました。

○濱田委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 1人平均14万円交付したということですが、担当として、実績についてはどのように捉えていますか。

○学び支援課長 残念ながら、平成31年度にアンケートを実施した際には、転入後に窓口

で知って申請されたという方が非常に多かったのです。私どもも電車内の中吊り広告を出したり、大学に行ってチラシを配ったり等、周知に努めていたのですが、なかなか周知が図れなかったというところが数字としては出てきたのかなとっております。今、海老名市全体の人口は微増でございます。それに甘んじず、日頃から策を考えながら次の事業に繋げていければとは思っております。

○伊藤教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第12号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、報告第12号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第8、報告第13号、海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料101ページをご覧ください。報告第13号、海老名市子ども育成事業補助金交付要綱の一部改正についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定によりご報告するものでございます。

報告理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、海老名市単位数子ども会の行事活動が中止、縮小となっていることから、補助金につきまして時限付の減額をするため、標記要綱の一部を改正したものでございます。

資料103ページをご覧ください。概要でございます。ただいま申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって、子ども会の活動が大きな影響を受けているという状況がございます。このような中、令和3年度以降においても引き続き感染症の収束が現時点では見えないことから、海老名市単位数子ども会が行う事業への補助額につきまして、時限付の減額をするため、補助金交付要綱の一部改正を行ったものでございます。

改正内容としましては、別表の欄外に参考として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、それぞれの補助額から5,000円を減じた額とする旨を規定するものでございます。また、この減じる額、5,000円は、お楽しみ会等への用途を勘案いたしまして

決定したものでございます。

現在、補助金交付要綱上、単位子ども会加入人数に応じまして補助金の金額が定められております。1人から50人の単位子ども会は35,000円、51人から100人の場合は40,000円、101人以上の場合は45,000円という規定がございまして、これを令和3年度に限りそれぞれ5,000円減じた額とする内容でございまして。

要綱の改正につきましては令和3年4月1日に施行しております。

経過は、こちらに記載のとおり、3月の政策会議、最高経営会議を経て、4月1日に改正し、本日ご報告申し上げるものでございます。

資料105ページに新旧対照表を記載させていただいております。新旧対照表の別表の欄外に備考といたしまして「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、それぞれの補助額から5,000円を減じた額とする。」という規定を設けました。このようなことから、この要綱を今後また改めて改正しない限りは、備考の規定については令和4年3月31日で失効いたしますので、改めて改正をしない場合には、令和4年4月1日以降の補助金額は、こちらに記載のとおり35,000円、40,000円、45,000円に戻るという内容でございまして。

説明は以上です。

○伊藤教育長 令和3年度の時限のものだということで、変更するならばまた要綱を改正しなければいけないし、このままだと元に戻るということでございます。皆さんから、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

○酒井委員 要綱を見ると、1人から50人の場合は、改正前だと35,000円で、倍の101人以上であっても45,000円というように、加入者の数と金額のバランスというのが大分大まかに分けられているなと感じます。加入されている人数によってもう少し細かく分けるとか、人数当たりでいくら補助するとか、もう少し考えてみる余地があるのではないかと感じました。お楽しみ会などができないのはとても残念で、子どもはやはり楽しみにしているし、夏のお祭りとか、そういうものを楽しみにしている方はたくさんいらっしゃると思うのですが、今年は難しそうなので、仕方がないのかなと思います。

○伊藤教育長 現行でも、酒井委員が言うように、5人でも48人でも35,000円だから、その差はとても大きいですね。そういう意味でいうと、今年度末に要綱については改正する可能性も出てくるので、そのときに補助金要綱自体を教育委員会としてももう1回見直すような形で考えていきたいと思っております。今年度はこれで良いのですが、そのような方向で

進めましょう。

○学び支援課長 はい。

○海野委員 子ども会の数も今は少ないですよ。子ども会自体、青少年健全育成連絡協議会と合同で活動している場合が多いと思うのですが、現状はどうでしょうか。

○学び支援課長 団体それぞれで活動の形を取っていると思います。単体でお楽しみ会などを行っている団体があったり、合同で多岐にわたる企画、活動はされている団体もあるのかなと思います。

○濱田委員 実情として、数などは把握されているのですか。

○学び支援課長 団体数につきましては、昨年度21団体ございました。今回、活動ができないというお話がありましたので、解散ではなく、今年度は休止ということをおっしゃっている子ども会もございまして、現在補助金を申請されている子ども会は16団体でございます。

○伊藤教育長 16団体から申請がある。子ども会の方々には、今回の改正によって、5,000円ずつ減額になるということは了承いただいているのですか。

○学び支援課長 はい。昨年の秋に令和3年度予算に対して市の財務部局から説明があり、それ以降、折に触れて団体にもご理解いただけるように手紙、お電話等で丁寧にご説明はさせていただいております。

○伊藤教育長 分かりました。

○平井委員 昔は子ども会の活動が盛んに行われていて、団体数も相当多かったと思うのです。そういうことから、市の子ども、児童生徒の健全育成を図るという目的で子ども会を育成されて、市は補助を出してきたと思うのですが、今お話を聞くと一部休止もあって、市の中には今年度16単位しか活動していないという現状の中で、市として、子どもの健全育成、子ども会というものを考えていく必要があるのではないかなと思うのです。なぜここまで少なくなってしまったのか、もしこれに代わるものがあるならば、青少年健全育成連絡協議会などに委託するような形にして、そちらへ予算を入れていくとかも視野に入れた方が良いでしょう。そうしないと、ごく一部に対して補助金を出していくのもいかなものかと感じてしまいます。この機会にそういうことも含めて、子ども会というものを少し見直していくと必要があると思うのです。実際にどういう活動が行われているのか、子どもの健全育成に本当につながっているのか、青少年健全育成連絡協議会とのつながりはどうなのだろうかということも含めて、少し視点を当てていく必要があるのかなと思

います。

○酒井委員 先日、ジュニアリーダーの活動をしている女の子に会ったのですが、子ども会に行くと子どもたちと一緒に活動するとすごく楽しいと言っていたのが印象的でした。そのようにいろいろな人と交流したりすることに意義がある反面、どうしてもそれを面倒くさいと捉える価値観が今大きくなっているのかなと思うのです。平井委員がおっしゃったように、何かそこに訴求していくものがないとだんだん団体数も減っていくし、地域としてのつながりというのも、良いところもあるのに、悪いところだけ見られて、廃れていってしまうのかなと思うので、保護者の価値観も変わっていく中で、どのように後押ししていくのかというのは、補助金を出すだけではなくて、活動しやすいためのプログラムのようなものを提供するとか、そういうお金ではない支援みたいなものが本当は今必要になっているのかなと思うところはあります。

○平井委員 保護者が自主的に子ども会の運営に携わっていたので、そういう部分で保護者の力があつたと思うのです。しかし、今の社会の状況からすると、これまでのような力を保護者が出すことができなくなってきたので、やはり今言われたように何らかの違う形での子どもの健全育成を考えていく必要があるのかなと思います。

○伊藤教育長 実を言うと、教育行政の社会教育の場面では、子ども会問題というのは、私もそれなりの資料等を読んだのですが、5年ぐらい前に社会問題化したところがあって、ある研究者は子ども会という組織がなくなることをゆゆしき問題だと思ふということまで提起しているようなこともあります。これまでも多くの議論があつたので、遅ればせながら海老名市教育委員会としても、先ほど言ったように要綱の改正も含めて、その意義も議論して、これはこの方向でいくとか、または存続のためにこういう方法で対応するとか、教育委員会として検討を進めていくということではいかがでしょうか。要綱の改正という具体の提示もあるので、それに向けて話し合うということではよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 分かりました。

それでは、今後課題を残すところがございますが、この要綱についての議論はこの辺で終了します。

それでは、報告第13号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第8、報告第13号を承認いたします。

す。

○伊藤教育長 次に、日程第9、議案第18号、令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料111ページをご覧ください。議案第18号、令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象についてでございます。本件につきまして議決をいただきたいものでございます。

提案理由でございますが、令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を定めたいためでございます。

資料113ページをご覧ください。資料1の趣旨につきましてはただいま申し上げたとおりでございます。

実施方針案については後ほどご説明いたします。

評価対象事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した海老名市教育大綱に掲げられている、教育施策の3つの柱として位置づけた15事業を点検・評価対象としたいものでございます。また、点検・評価を行う事業の目的及び内容につきましては、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることといたします。

4 点検・評価の方法につきましては、評価対象となる取組を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価するものでございます。

資料114ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）を掲載させていただきます。大綱の策定等につきましては第1条の3に規定されておりました、ここでの説明は割愛させていただきます。

同法第26条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等という規定がございます。こちらの第26条に基づきまして教育委員会事務の点検・評価を行うものでございます。第26条では「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」という規定がございます。また、第2項といたしまして「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を

有する者の知見の活用を図るものとする。」という規定がございます。この規定に基づきまして実施をいたします。

資料115ページが令和3年度（令和2年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針でございます。こちらにつきまして議決をいただきたいものでございます。

まず、目的といたしましては、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくというものでございます。

評価対象とする施策・事業は、海老名市教育大綱に掲げられている、教育施策の3つの柱として位置づけた15事業を点検・評価対象としたいものでございます。

3番、点検・評価方法につきましてですが、PDCAサイクルに則り、評価対象の事業についての目的・計画（＝PLAN）と実績（＝DO）を比較し、担当課評価を行う（＝CHECK）ものでございます。外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取いたしまして、これを取りまとめます。教育委員会は、担当課評価と外部評価者の意見を踏まえまして、総合的に点検・評価を行います。また、教育委員会による総合的な評価を踏まえまして、改善事項を記載し、次年度の取組に反映させてまいります（＝ACT）。

各事業の評価につきましてはABCの3段階で行いまして、またさらに、進捗状況についても評価を行って、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示します。

なお、ABCの評価の目安はこちらに記載のとおりでございます。

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用としましては、えびなっ子しあわせ懇談会委員に依頼したいと考えています。えびなっ子しあわせ懇談会委員は、こちらに記載の5名でございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で求められております議会への提出及び市民への公表は、9月下旬頃提出を予定しております。

今後のスケジュールですが、本日方針及び対象事業の決定をいただければ、その後、4月下旬から5月下旬にかけて担当課評価の作成・取りまとめを行います。その後、6月上旬から7月上旬にかけて外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会）に評価等をいただきまして、その結果を踏まえまして7月中旬から8月中旬にかけて教育委員会の評価を行っていただきます。最終的に、8月20日に報告書の決定（教育委員会定例

会)をいただいた後に、9月の政策会議、最高経営会議を経て、9月30日以降、市長へ報告、また、市議会へ提出してまいりたいと考えております。

117ページには、各種教育計画のイメージを添付させていただいています。一番上にえびな未来創造プラン2020というのがございますが、これがいわゆる従前の市の総合計画でございます。市の事務事業評価につきましては、従来は総合計画に基づいた事業について行っておりましたが、今回えびな未来創造プラン2020では具体的な事業についての明記がございません。このようなことから、市長部局の外部評価については今後検討がなされるものと考えています。

なお、海老名市教育大綱につきましては、こちらのえびな未来創造プラン2020に即すとともに、国の教育振興基本計画を参酌して定められているものでございます。その海老名市教育大綱に基づきまして、それぞれの計画、社会教育計画や学校施設再整備計画、えびなっ子しあわせプラン、その他の個別計画が策定され、それに基づいて各種事業が行われております。

続きまして、今回、点検・評価対象事業としたい事業、15事業につきましては119ページから記載させていただいています。

○伊藤教育長 教育部長は別の会議に出席するため、中座させていただきます。つきましては、引き続き教育部次長から説明をお願いします。

○教育部次長 それでは、引き続き、よろしくお願いいたします。

119ページの点検・評価対象事業の一覧をご覧いただければと思います。こちらは先ほどご説明した3項目、15事業になります。先ほどの説明の中にも、事業内容を適宜見直すというところがございますが、内容によっては既に事業が進んでいるものもございますので、そういった表現をさせていただきました。

1つ目の柱は「えびなっ子しあわせプラン」の推進で、新しい授業スタイルの確立による学力の向上、社会に開かれた教育課程の編成、小中一貫教育、コミュニティ・スクールの推進、英語教育及び国際理解の推進、学校ICTの環境整備と活用といった事業について評価対象としていきたいところがございます。

目的、担当課、えびな未来創造プラン2020での位置付け(めざす姿)については後ほどご高覧いただければと思います。

続いて、2つ目の柱は子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実で、事業としては、子ども・学校支援事業の実践、子どもと大人がともに学ぶ社会教育計画の再構築、生涯学習

講座の充実、「ひろがる・つながる・みんなの図書館」への進化、相模国分寺跡等、文化財の積極的な活用といった事業を掲載させていただきました。

続いて、裏面へ行かせていただきます。120ページになります。新たな学校施設への取組と子育て環境の充実ということで「持続可能」で「夢」のある学校施設整備、健康・安全安心のための環境整備、学校給食のあり方の検討、義務教育に係る公費負担のあり方の検討、放課後児童クラブ（学童保育）の充実ということで、3つの柱、15事業を掲載させていただきました。特に学校給食のあり方の検討などにつきましては、目的をご覧いただくと「今後の小中学校給食のあり方や施設整備のあり方について検討を進めます」とあるのですが、既に事業は動いており、小学校給食及び中学校給食に関する取組は海老名市教育大綱策定当初から大きく前進しておりますので、適宜見直しを図りながら評価につなげていきたいと考えております。

雑駁ですが、説明は以上となります。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

これは令和2年度の事業評価で、今行っている事業ではなく、昨年度はどうだったかということについてですので、その辺だけ誤解の無いようお願いいたします。

教育総務課長、評価の方法としては変わらないのですよね。評価の方法としては同じようにABCをつける形で、担当課評価、外部知見の評価を経て、最後は教育委員がまとめるということで、そのときに拡大・継続・縮小というように次年度の方向性を定めるという方法で。

○教育総務課長 はい。

○伊藤教育長 これについては、昨年度と変わっていないのですよね。

○教育総務課長 変わっておりません。

○伊藤教育長 対象事業については、海老名市第四次総合計画が終了したので、海老名市教育大綱の中から評価していくということですね。

○教育総務課長 はい。

○伊藤教育長 分かりました。そのような形で今年度は進めるということですが、委員の皆様からはいかがですか。様式も新しくなりました。

○酒井委員 ご説明いただいてよく分かったのですが、外部知見の評価が済んだところで、一度私たちも集まって、事業に関するご説明をいただく機会をつくっていただければ

とおもいますので、お願いします。

○伊藤教育長 教育総務課長、外部知見の評価がまとまったら、1回教育委員さん方に来てもらって、または課題研究会の折にでも、まず教育委員さんに説明して、それを受けて教育委員さんに評価してもらうのですよね。

○教育総務課長 その予定であります。

○海野委員 ぜひ、よろしくお願いします。

○伊藤教育長 それでは、こちらについてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 本日は中身ということではなくて、実施方針と評価対象を決定していただくということですので。それでは議案第18号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第18号を原案のとおり可決いたします。

.....
○伊藤教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会いたします。